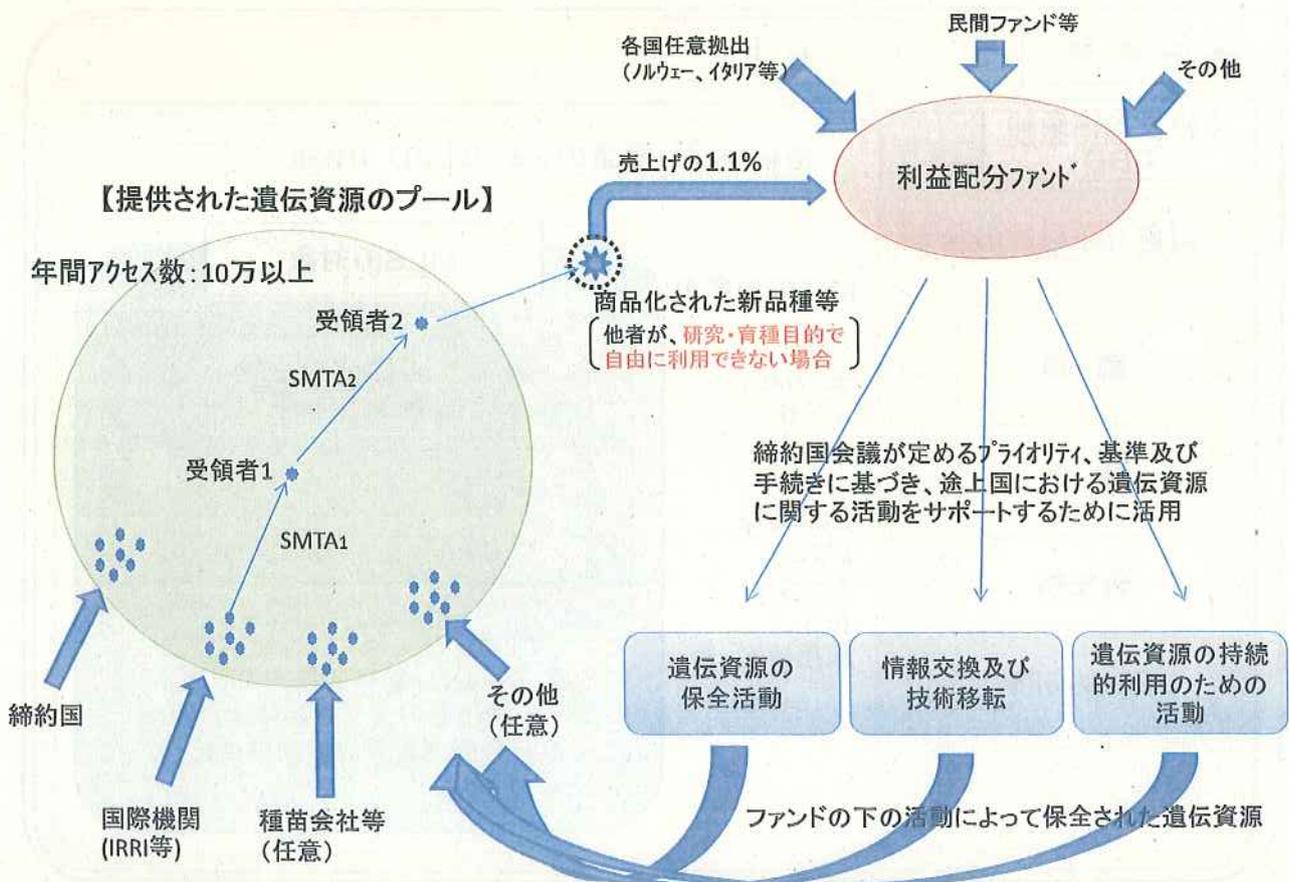


食料・農業植物遺伝資源条約(ITPGR)の概要

1. **名称:** 食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約 (ITPGR)
2. **締約国:** 2004年発効、現在127カ国及び欧州共同体(EU)
3. **目的:**
 持続的な農業及び食料安全保障のための、
 (1)食料・農業植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用
 (2)食料・農業植物遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分
4. **対象:** 全ての食料・農業植物遺伝資源
 (下記MLSの対象は、条約附属書に示す作物種類のものに限定)
5. **条約の内容:**
 (1)食料・農業植物遺伝資源へのアクセスと利益配分を各国共通のルールの下で行うことができる 多国間システム(MLS)を構築
 (2)MLSに提供された食料・農業植物遺伝資源は、あらかじめ定められた標準材料移転契約(SMTA)による簡易で迅速なアクセスが可能(アクセスに係る条件に関する個別の交渉が不要)
 MLSを通じてアクセスした食料・農業植物遺伝資源を利用して商業上の利益が生じた場合、利用者はその一部をFAO内の基金を通じて途上国に還元
 (3)なお、MLSを通じた食料・農業植物遺伝資源へのアクセスは、
 ① 食料・農業のための研究、育種及び教育目的での利用に限定
 ② 対象を条約付属書に示す「クロープリスト(35作物、29属牧草類)」の作物に限定

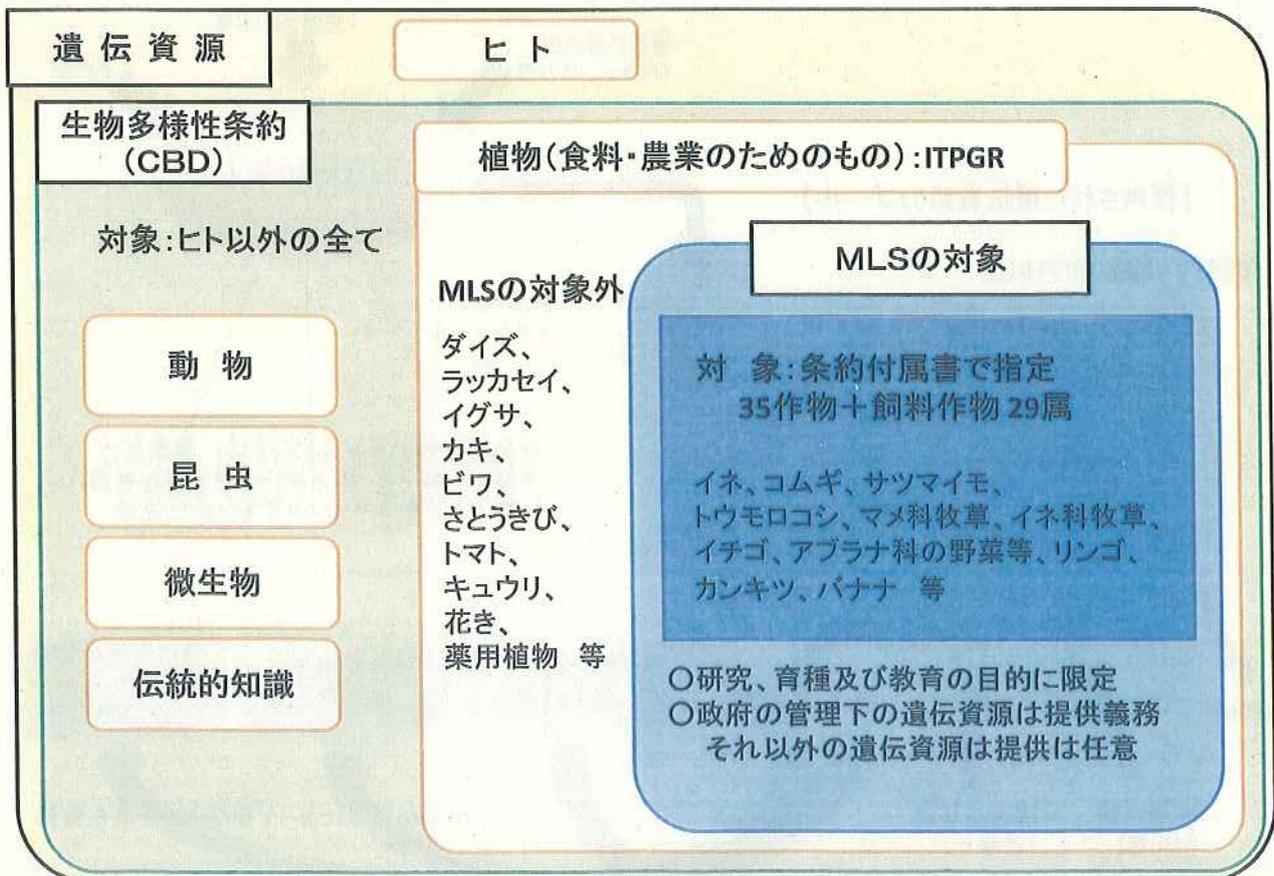
多国間システム(MLS)の概要



CBDとITPGRの比較

	生物多様性条約(CBD)	食料・農業植物遺伝資源条約(ITPGR)
加盟国数	193カ国 (米国未加盟)	127カ国、EU(日本、米国、中国、ロシア未加盟)
対象	全ての遺伝資源	全ての食料・農業植物遺伝資源
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全 ・持続的利用 ・遺伝資源の利用による利益の配分 	持続可能な農業及び食料安全保障のための、 <ul style="list-style-type: none"> ・植物遺伝資源の保全及び持続的利用 ・植物遺伝資源の利用による利益の配分
アクセス	提供国との個別の交渉により、 <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスの事前同意(PIC)を得た上、 ・利用形態や利益配分に関する契約(相互合意条件(MAT))を設定 → 提供国の事前同意(PIC)が得られないケースや困難な契約条件を課されるケース	「多国間システム」の遺伝資源については、 <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスの事前同意(PIC)は不要 ・あらかじめ定められた契約ひな形(SMTA)を使用 → 事前同意(PIC)や契約条件(MAT)に関する提供国との個別の交渉が不要
利益配分	上記の個別の交渉により設定された相互合意条件(MAT)に基づき実施(一般には提供国に対して支払い)	上記のSMTAに定める条件に基づき実施(FAOの基金に対して支払い)
その他	昨年10月に「名古屋議定書」が成立し、より具体的な運用ルールが決定	「多国間システム」の対象は、食用作物や飼料作物を中心とした64種に限定

多国間システム(MLS)の対象遺伝資源



標準材料移転契約(SMTA)

提供者の権利と義務

- 無償又は最低経費以下の有償で、遺伝資源を迅速に提供すること(SMTA第5条(a))
- パスポートデータその他の秘密でない情報も併せて提供すること(SMTA第5条(b))
- 締約国会議に対して、締結した契約について通知すること(SMTA第5条(e))

受領者の権利と義務

- 受領した遺伝資源は、研究、育種又は教育の目的のためのみに利用すること(SMTA第6条第1項)
- 受領したそのままの形態での遺伝資源又はその遺伝的部分・構成要素に対するアクセスを制限するような知的財産権等を取得しないこと(SMTA第6条第2項)
- 遺伝資源を第三者に移転しようとするときは、新たに同内容のSMTAを締結し、その条件において移転すること(SMTA第6条第4項)
- 成果物について取得した知的財産権を第三者に譲渡する場合は、当該契約の利益配分義務を併せて移転すること(SMTA第6条10項)
- 金銭的利益配分(2つのオプションから選択)
 - (a) 他者による成果物の研究・育種目的利用を制限する場合、当該成果物の売上高から30%を差し引いた額の1.1%を支払うこと(SMTA第6条第7項)
 - (b) (成果物の利用の制限に関わらず、)契約から10年間を期間とし、成果物及び受領した遺伝資源が属する作物属種の商品全体の売上高の0.5%を支払うこと(SMTA第6条第11項)



IPBES (生物多様性版IPCC)

(生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム)

【目的】生物多様性に関する科学と政策のつながりを強化し科学を政策に反映させる



■ 国連環境計画(UNEP)の主導により、

生物多様性版IPCCの設立を検討

■ 我が国はIPBES設立を支持、各国へ働きかけ

■ 2010年6月：韓国で開催された第3回政府間

会合において、IPBES設立に基本合意

■ 活動内容・体制

- ・新たな研究活動は行われないが、科学情報のニーズを特定し、関係団体との対話により、新たな知見の生成を促進

- ・世界規模及び地域レベルのアセスメントを実施、政策立案・実施への活用を支援
- ・能力養成活動への資金支援等の実施
- ・独立した政府間機関として、1つ又は複数の既存の国連組織により運営

COP10

第65回国連総会に対し、IPBESの早期設立について検討を奨励する決定を採択

2010年12月20日に第65回国連総会において決議を採択

2011年2月のUNEP管理理事会で、IPBESの総会を2011年中に開催することが決定

